

議案之七十一

三朝町三朝町整備に因する計画の承認について

入念に調査に係る権利関係の近代化の必要に因する法律（昭和四十二年七月九日法律第九十六号）第二十一条の規定により、同法使用林の整備に因する計画について、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂出 雅 己

昭和四拾五年参月露参日原案可決

三朝町議会議長 牧田 稔

